

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

**当事業所は介護保険の指定を受けています。**

**(前橋市指定 第1070100092号)**

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、『居宅サービス計画(ケアプラン)』を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、介護保険の申請を前提としてサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 前橋市日吉町二丁目17番地10  
(3) 電話番号 027-237-1112  
(4) 代表者氏名 会長 南 雲 厚  
(5) 設立年月 昭和26年7月23日 法人化 昭和42年3月31日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 居宅介護支援  
(3) 事業所の名称 前橋市社会福祉協議会居宅介護支援事業所・平成11年8月2日指定  
前橋市1070100092号  
(4) 事業所の所在地 群馬県前橋市日吉町二丁目17番地10  
(5) 電話番号 027-237-1113  
(6) 事業所長(管理者)氏名 管理者 黒岩 佳代子  
(7) 当事業所の運営方針  
① 当時業者の介護支援専門員は要介護者(ご利用者)の心身の特性を踏まえ、可能なかぎりその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。  
② 当事業者はご利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。  
ア) 利用者の求めに応じ「複数の指定居宅サービス事業者の紹介」「居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由」について説明します。  
イ) 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用状況につきましては、ご要望に応じて説明します。  
(8) 開設年月日 平成11年 8月 2日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 前橋市  
(2) 営業日時

平日	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 4. 職員の体制

(令和 8年 4月 1日現在)

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	1名	職員・業務の管理
2. 介護支援専門員	1名	3名	2.2名	1名以上	居宅介護支援

※ 常勤換算の方法:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では

1 名(8 時間×5 日÷40 時間=1 名)となります。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## 5. 当事業所が提供するサービスと履行義務

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

① ご利用者のご家庭を訪問してご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

### (2) 居宅サービス計画作成後の支援内容

① ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (3) 居宅サービス計画の変更

① ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

### (4) 介護保険施設への紹介

① ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等を行います。

### <サービス提供における義務>

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

① ご利用者にご提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管します。ご利用者または代理人の求めに応じて提示し、複写物を交付します。

② ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。(守秘義務)

④ 前項にかかわらず、ご利用者にかかるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの文書上での同意を前提にご利用者またはその家族等の個人情報を用いることがあります。(守秘義務)

## 6. サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

## (1) サービス利用料金

居宅支援費 要介護1・2	11,088 円	(基本単位数 1,086 単位)
居宅支援費 要介護3・4・5	14,406 円	(基本単位数 1,411 単位)

※居宅介護支援費は基本単位数と地域区分別単位(10,21 円)を乗じた額となります。

## 加算

加算名称	単位数	算定回数・要件等
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護 状態区分が2区分変更された場合
入院時情報提供連携加算(Ⅰ)	250単位	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報提供連携加算(Ⅱ)	200単位	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス参加無	連携1回	450単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連携2回	600単位	
	カンファレンス参加有	連携1回	600単位	
		連携2回	750単位	
		連携3回	900単位	
	緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	
通院時情報連携加算		50単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合	
ターミナルケアマネジメント加算		400単位	※下記 記載参照	
特定事業所加算(Ⅰ)		519単位	質の高いマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当該事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合(1ヵ月につき)	
特定事業所加算(Ⅱ)		421単位		
特定事業所加算(Ⅲ)		323単位		
特定事業所加算(A)		114単位		
特定事業所医療介護連携加算		125単位	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること	
介護職員等処遇改善加算		所定単位数 ×2.1%相当	介護職員の処遇改善や職場環境の向上を図り、より質の高いサービスを継続的に提供すること	

減算

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	-200単位	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合(特定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
業務継続計画未実施減算 (令和7年4月から適用)	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算		虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合
身体拘束廃止未実施減算		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること</li> <li>・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること</li> <li>・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</li> <li>・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること</li> </ul> 上記、1つでも満たされていない場合

(2) 交通費 事業の実施地域にかかわらず、交通費はいただきません。

(3) 解約料 解約についての料金は一切いただきません。

※ ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握し、下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- ① ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること
- ② 担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること
- ③ 把握した心身の状況等の情報を記録すること
- ④ 把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること
- ⑤ 必要に応じて主治医等に病状に関する指示を受けること

## 7. 介護支援専門員の選定と契約の終了

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認めら

れる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

#### ②事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### (3) サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護・要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援 1 及び要支援 2 と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

#### (4) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者あるいは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者あるいは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者あるいは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しく信頼関係を損なうような行為があった場合

#### (5) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただきます。

- ① ご利用者またはご家族が、心身の状況及び病歴等を含め業務上必要な情報を(必要と知っていて)伝えないなど、業務を遂行するうえで信頼関係を損なう結果となった場合
- ② 以下のような行為がありハラスメントに該当するとみなされる場合
  - ア) 身体的暴力  
物を投げる、蹴る、叩く、ひっかく、手を払いのける、刃物をちらつかせる など
  - イ) 精神的暴力  
怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、職員に落ち度がないのに謝罪を要求する、理不尽なサービスを強要する など
  - ウ) セクシャルハラスメント  
抱きしめる、体を触る、卑猥な言動をする、卑猥な写真や映像等を見せる、性的な会話をする、自宅住所や電話番号をしつこく聞いてくる、自宅等へのストーカー行為など

## 8.主治の医師及び医療機関との連携

事業者はご利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのため、入院時等には当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。)

## 9. 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下の対策を取っています。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・虐待の防止のための従事者に対する研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

また、指定居宅介護支援等の提供中に虐待を発見したときには、速やかに市町村への通報を行い、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

## 10.ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11.感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会として、感染対策委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底します。
- ・感染症及びまん延防止のための指針を整備していきます。
- ・感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12.BCP(業務継続計画)策定について

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護支援を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的な業務継続計画の見直しと変更を行います。

## 13.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 14. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を踏まえて相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 15. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

○責任者 事務局長 北川 公啓  
○窓口担当 前橋市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
電話：027-237-1113  
管理者 黒岩 佳代子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市役所 福祉部 介護保険課	所在地 前橋市大手町2-12-1 電話番号 027-224-1111 F A X 027-243-4027
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1376 F A X 027-255-5077
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス 適正化委員会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6669 F A X 027-255-6173

(3) 第三者委員会 当法人が設置する第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

◎第三者委員 社会福祉士 福井 和江 電話：027-254-3327  
民生委員 児童委員 石綿 俊彦 電話：027-226-6471  
保護司 川端 利保 電話：027-264-0866

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

前橋市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

説明者

職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、サービス担当者会議等において居宅介護計画、提供記録等に記載されている私及び家族の個人情報を利用することに同意します。

利用者

住所 前橋市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族または代理人等

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

本人との関係 \_\_\_\_\_